

社会福祉法人ベイカー福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ベイカー福祉会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席する場合、また監事が監査を実施する場合、法人業務のため出張する場合には次の通り報酬を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合の報酬

1回につき	7,000円
-------	--------

(2) 監事が、監査を実施した場合の報酬

1回につき	7,000円
-------	--------

(3) 役員等が上記以外の法人業務のために出張した場合の報酬

1日につき	7,000円
-------	--------

(報酬の総額)

第3条 この法人の役員（理事・監事）の報酬の総額は年間100万円以内とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、報酬とは別に次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

姫路市内に在住	2,000円
姫路市外に在住	実費

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

姫路市内に在住	2,000円
姫路市外に在住	実費

(3) 役員等が上記以外の法人業務のために出張した場合の費用弁償

旅費	実費
宿泊費	実費

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

令和3年4月1日より第3条追記